

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第5期）
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	航空局航空ネットワーク部	担当課、責任者	航空戦略室 大塚 大輔
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 石崎 憲寛
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月1日 理事長・監事ヒアリングを実施 令和3年7月1日、5日、6日 有識者ヒアリングを実施

4. その他評価に関する重要事項

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B			
評価に至った理由	<p>評価項目は、全19項目中「A」評価が3項目、「B」評価が16項目であった。また、全体の評価を引き下げる、または引き上げる事象もなかったため、項目別評価の算術平均により、Bとした。</p> <p>【項目別評価の算術平均】 $(A 4点 \times 3項目 + B 3点 \times 1項目 \times 2 (重要度が高い項目) + B 3点 \times 15項目) \div (19項目 + 1) = 3.15$ ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍にしている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、中期目標の達成に向けて概ね順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当無し
その他改善事項	該当無し
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当無し

4. その他事項	
監事等からの意見	該当無し
その他特記事項	(外部有識者からの意見) 該当無し

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
再開発整備事業	C	A	B			1. (1)	
住宅騒音防止対策事業	B	B	A			1. (2)	
移転補償事業	B○ 重	B○ 重	B○ 重			1. (3)	
緑地造成事業	B	B	B			1. (4)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務改善の取組						2. (1)	
業務運営の効率化	B	B	B			2. (1)①	
事業費の抑制	B	B	B			2. (1)②	
一般管理費の抑制	B	B	B			2. (1)③	
契約の適正化・調達合理化	B	B	B			2. (1)④	
給与水準の適正化	B	B	B			2. (1)⑤	
業務の電子化及びシステムの最適化	B	B	A			2. (2)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算（人件費の見積りを含む。）、収 支計画及び資金計画	B	B	B			3. (1)	
短期借入金の限度額	—	—	—			3. (2)	
不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産の処分に関する計画	—	—	—			3. (3)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供 する計画	—	—	—			3. (4)	
剰余金の使途	—	—	—			3. (5)	
IV. その他の事項							
適切な内部統制の実施	B	B	B			4. (1)	
情報セキュリティ対応等の取組の推 進	B	B	B			4. (2)	
空港と周辺地域の共生と連携の強化						4. (3)	
国及び関係自治体との連携	B	B	B			4. (3)①	
広報活動の充実	B	B	A			4. (3)②	
地域への啓発活動	B	B	B			4. (3)③	
地域住民のニーズの把握	B	B	B			4. (3)④	
運営権者への円滑な環境対策事業承 継に向けた取組の推進						4. (4)	
研修員の受入れ	B	B	B			4. (4)①	
業務の可視化パターン化の推進	B	B	B			4. (4)②	
騒防法第 29 条第 1 項に規定する積 立金の使途	—	—	—			4. (5)	

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※4 「項目別調書 No.」欄には、元年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1)	再開発整備事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
契約(貸付)状況	—		34件	33件	31件				事業収入(千円)	606,153	606,895	613,317	
契約(貸付)率	—		100%	97.0%	100%				支出(千円)	584,970	557,348	568,880	
収支率	—		96.5%	91.8%	92.8%				(うち業務支出(千円))	506,270	479,304	526,549	
									(うち借入金償還等(千円))	78,700	78,044	42,331	
定期巡回全施設月1回の実施	—		100%	100%	100%				予算額(千円)	493,592	491,490	492,032	
									決算額(千円)	474,088	444,795	456,935	
全貸借人との面談等年1回以上	—		67.7%	100%	100%				経常費用(千円)	464,904	441,752	476,026	
									経常利益(千円)	90,633	113,048	85,464	
									行政コスト(千円)	464,904	441,752	477,474	
									職員数(人)	5	5	5	

注) 契約(貸付)状況・率は令和2年3月末現在

注) 支出額は一般管理費(管理勘定)を含む。

予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費(管理勘定)を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(1) 再開発整備事業 再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。 本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。 今後も地域との共生に資するため、賃借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。 ※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など） 【指標】 ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 （平成28年度実績全施設月1回の点検実施） ・全賃借人との情報交換のための面談年1回以上 （平成28年度実績一部賃借人と面談）</p>	<p>福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 （1）再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、福岡県、福岡市、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、賃借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。 （指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施） （指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上）</p>	<p>福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 （1）再開発整備事業 次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。 イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設について、賃借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。 ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、大型施設については大規模修繕を計画的に行っていくなど維持管理を適切に実施する。 ハ 事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談を行うなど、経営状況を把握するとともに、まちづくりの整合性にも留意しつつ収益性の確保に努める。 （指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施） （指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上）</p>	<p><主な指標等> 1. 老朽化施設の保全 2. 騒音斉合施設の維持管理 3. 事業継続性の確保 4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況</p> <p><定量的指標> ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 ・全賃借人との情報交換のための面談年1回以上</p>	<p><主要な業務実績> ※新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。</p> <p>[1. 老朽化施設の保全] ○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設3棟のうち2棟については、昨年度までに立ち退きが完了した。残り1棟については、弁護士と相談のうえ、以下のとおり交渉を進めた。 ・賃借人の経営状況を鑑み、現行の建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約に変更する案を提示した。</p> <p>[2. 騒音斉合施設の維持管理] ○ 大型施設以外の建物について、建築物の長寿命化への取り組みとして、修繕計画を策定することを決定した。大型施設以外の建物について、修繕計画を策定することは機構として初めてのことであり、今年度はそのための現況把握及び概算修繕費算出のための調査を実施した。</p> <p>○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。定期巡回の際には、外観の目視点検だけでなく、適宜現地にて賃借人と面談することにより、施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。</p> <p>【定量的指標】 「定期巡回による全施設月1回の点検実施」の実施率は100%。</p> <p>○ 大規模修繕については、「大井地区騒音斉合施設改修計画」に基づき、計画的に実施した。そのほか、定期巡回や賃借人からの報告により判明した不具合箇所など合わせて18件の臨時修繕等を実施した。</p> <p>[3. 事業継続性の確保] ◎ 再開発整備事業における新型コロナウイルス感染拡大の影響について、賃借人との面談を通して状況を確認したところ、国・自治体の支援策もあり、休業など経営状況が極度に悪化するような事態にないとのことであったが、飲食店等をテナントに持つ賃借人から</p>	<p><評定と根拠> 評定： B</p> <p>・これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも乗ってきたところであるが、今回、契約形態の切り替えを提示したことで、契約の終期が明確になり、本件がより現実的な問題として認識された。</p> <p>・環境対策事業の承継に向けた取組として、今後、騒音斉合施設の資産価値の維持が求められる。そのためには、各々の施設を適切に維持管理していかなければならないことから、修繕計画を策定し、これらを計画的に進めていくことが不可欠となる。</p> <p>・定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができた。また、巡回時に賃借人と面談することで、賃借人との良好な関係も構築することができた。</p> <p>・「大井地区騒音斉合施設改修計画」による計画的な修繕及び定期巡回点検等による適時適切な修繕を行うとともに、臨時修繕を行うことで賃借人からの要望へ迅速な対応により不測の事態を回避するなど、施設の維持管理を確実に実施することができた。</p> <p>・日頃から賃借人とのコミュニケーションを取っていることもあり、今回についても、事前に相談があるなど、賃借人の経営状況を速やかに把握できたことから、特に大きな問題もなく事業の継続性を確保することができた。また、減免対応についても、機構の収益性に影響を与えない範囲で収束した。なお、家賃支援給付金は5者全てが給付を受けることができた。</p> <p>・賃借人との面談及び調査機関等からの資料を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。</p> <p>・定期的な入金確認と早めの連絡により、支払い遅延の常態化を防ぐことができ、結果、貸付料の滞納までに至ることはなかった。</p> <p>・地位承継にあたっては、単に名義変更を行うだけでなく、承継人に対し騒音斉合施設大</p>	<p>評定 B</p> <p>【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・面談や計画的修繕、定期巡回による劣化状況把握、修繕要求に基づく改修・修繕工事等を着実に実施。 ・賃借人と直接面談等を行うことにより、経営状況を把握。令和3年3月末時点での賃貸料滞納者なし。 ・大型施設以外の建物についても修繕計画を策定するため、現況把握及び概算修繕費算出のための調査を実施。騒音斉合施設の計画的な維持管理を継続。 ・大井地区（地域に不可欠なスーパーマーケット）賃借人から、急遽あったグループ内再編に伴う地位承継の申し出に対し、関係者調整を迅速に進めた結果、空白期間を出すことなくシームレスな事業継続を整えた。 ・管理者として適切に事業の維持が確保されている。 【指標】「定期巡回による全施設月1回の点検実施」達成率100% 【指標】「全賃借人との情報交換のための面談 年1回以上」達成率100%</p> <p>（外部有識者からの意見） ・再開発事業の老朽化施設は第三者に損害を与える可能性もあり慎重に進められたい。</p>	

				<p>短期の貸付料減免申請があったことから、感染拡大による社会情勢を鑑み、減免対応を行った。また、賃借人5者から、国の家賃支援給付金を申請するために必要な貸主(機構)の証明を求められたため、速やかに対応した。</p> <p>○ 全賃借人28者と面談を実施し、良好な関係を築いた。調査機関等からの情報収集も含め、賃借人の経営状況について把握に努めた。</p> <p>【定量的指標】 「全賃借人との情報交換のための面談等年1回以上」の実施率は100%。</p> <p>○ 毎月、貸付料の入金確認を行っており、支払い遅延が発生した都度、速やかに賃借人に連絡をとり、遅延理由を確認するなど早期に回収できるよう対応した。</p> <p>○ 大井その2(商業施設)賃借人から、グループ内企業の吸収合併に伴う賃借人の地位承継について、7月に申し出があった。賃借人からは同年9月1日から合併後のスタートとなる申し出があったことから、速やかに事務処理を進め、希望時期までに承継人との契約手続きを終えることができた。</p> <p>〔4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況〕</p> <p>○ 令和2年度末における保有施設31件、うち空き施設は0件である。また、収支状況については、施設の修繕等を適切に実施しつつ、安定した収支の確保に努めた結果、収支率は92.8%となった。</p>	<p>井地区の重要性について理解を求めたり、地域住民への説明や関係機関との調整、賃借人選定委員会の開催など新規出店と同程度の事務手続きが必要であったが、事務処理の迅速化により、問題なく地位の承継が行われ、事業の継続性が確保された。</p> <p>・賃借人との面談等適切な管理を行うことで、再開発整備事業の健全性は保たれた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

予算額と実績額が乖離している主な理由としては、大規模施設の改修工事において適正に積算をしているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり入札差金が発生したため。(予算額に対する決算額の増減: ▲7.1%)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (2)	住宅騒音防止対策事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
防音工事 (未実施)	—	—	2件	0件	1件				予算額(千円)	52,972	47,493	45,762	
防音工事 (告示日後)	—	—	1件	1件	1件				実績額(千円)	32,541	35,059	30,279	
更新工事①	—	—	71台	65台	57台				決算額(千円)	32,541	35,059	30,279	
更新工事① (告示日後)	—	—	5台	10台	6台				経常費用(千円)	60,248	62,710	58,431	
更新工事②	—	—	130台	129台	88台				経常利益(千円)	—	0	0	
更新工事② (告示日後)	—	—	2台	7台	2台				行政コスト(千円)	60,248	62,710	58,431	
更新工事③	—	—	12台	7台	6台				職員数(人)	3	3	3	
問合せ件数 (うち処理済件数)	—	—	554件 (554件)	1104件 (1104件)	1369件 (1369件)								
更新工事交付決定 までの処理日数 60日以内	—		100%	100%	100%								

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域(第一種区域)指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内 <p>(平成 28 年度実績 60 日)</p>	<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。))に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取組む。</p> <p>国、福岡県、福岡市及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。</p> <p>また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。</p> <p>(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内)</p>	<p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>次の取組を行い、事業を着実に推進する。</p> <p>イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。</p> <p>ロ 必要に応じて事業パンフレット、ホームページ等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。</p> <p>ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。</p> <p>(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内)</p>	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 国及び関係自治体との連携 事業制度の周知 事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮 事業実施・予算執行状況 <p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内 	<p><主要な業務実績></p> <p>〔1. 国及び関係自治体との連携〕</p> <p>◎ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催している。今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり書面開催とし、情報共有を行った。その他、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p>〔2. 事業制度の周知〕</p> <p>◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設(商業)、屋外レクリエーション施設(移転補償跡地)に配布した。(1万枚) 郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知した。(3千枚) 屋外レクリエーション施設(移転補償跡地)に事業案内の看板を設置した。(2箇所) <p>○ 関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布した。また、福岡市の共同利用会館へもパンフレットを配布し、事業の概要を記載したチラシの掲示を依頼した。</p> <p>○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。福岡市博多区については、5、7、11、2月号の4回、東区は11、3月号の2回、大野城市は5、11、3月号の3回掲載した。</p> <p>○ 過去に防音工事を実施し、今年度から更新工事の対象となる住宅(更新工事①)、また更新工事実施後に次の更新工事を行っていない住宅(更新工事②)78軒に対し、事業対象者が機会を逃さないようご案内(空調機器更新工事のご案内)とチラシを郵送した。</p> <p>○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談の件数は1,369件で、相談件数のうち苦情は46件であったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： A</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、対面での開催を書面による開催としたが、各担当者からの質問等には個別に対応するなど必要な情報共有を行うことができた。 マスクケースについては、各施設で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援する意も込めて作成したところ、配布先や利用者からは概ね好評を得られることができた。窓口現金封筒広告については、事業対象区域の郵便局に配布することで、地域に特化した周知を行うことができた。なお、窓口現金封筒広告を見た方からの問合せが2件あり、一定の効果が見られた。 共同利用会館にも配布することにより、これまでの配布場所から遠方に居住していた住民にも、パンフレットの入手が容易となった。さらに、共同利用会館にチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。 広報誌を見た住民からの問合せは46件であったが、事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の成果はあった。 チラシは相乗効果を狙い、自治体広報誌の発行時期に合わせ発送した。当該対象者からの申請は5件、問合せは2件であった。 相談件数から、ある程度住民への周知はできていると思料されるが、今後も、積極的な広報活動を通じ、事業制度の周知を図っていきたい。 事務処理の短縮化(約24日→約10日)により、空調機の早期設置が可能となり、住民サービスの向上が図られた。なお、申請者からも本件に関して、感謝の声が2件寄せられた。 申請者が理解しやすい内容に改善することで、サービスレベルの向上が図られた。改訂改善により申込書申請書への誤記入等が防止されることで、事務処理の効率化が図られ処理期間の短縮に繋がった。 	<p>評定 A</p> <p>【評定に至った理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請のあった全ての空調機器更新工事を実施。 事業実施に必要な関係自治体との連携を持続。 事業制度の積極的な周知を推進し、自治体広報誌、公民館に加え共同利用会館にも周知媒体を拡大。 空調機器更新工事に係る申請書類を見直し、申請者の負担軽減や誤記入防止、事務処理の効率化を図った。 空調機器更新工事について、申込書説明資料の見直しによる効果に加え、担当職員間での業務分担や事務処理方法の改善を図り、平均処理日数は25.9日であり、全体として短縮ができています。 <p>【指標】「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内」達成率100%</p> <p>指標を達成していることに加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に事業制度の案内を兼ねたマスクケースを届け、郵便局の窓口封筒広告を活用して事業を周知する等、創意工夫した新しい取り組みに着手。 対象手続きを絞って事務処理を短縮し、迅速に空調機の設置を終えている。これは平均24日の半分に満たない期間で住民の申請に応じたもの。自治体と機構の連携で相乗効果が得られたきめ細かな取組みであり、今後の全体処理速度の底上げにつながる。 これら手順はマニュアル化し、継続した取り組みとすることを決定している。 また、申請者の個人情報漏洩リスクを解消するため、「住宅騒音防止工事処理システム」を独自の閉鎖したシステムに改修し運用を開始。ウェブと物理的に遮断することでリスクを排除。 <p>これら住宅騒音防止対策事業における取組みは、中期計画で定める「関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと」に合致し、対策が必要な地域の住民との関係が健全な状態にあるよう努力をしているものであるが、今後、控えている新運営主体への環境対策事業の承継において当該事業を引き継ぐことに備えたものであり、周辺住民との良好な関係構築及び情報漏洩リスクの解消として</p>	

				<p>〔3. 事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮、4. 事業実施・予算執行状況〕</p> <p>◎ 自治体（区市町）独自の追加補助対象世帯で、住民負担額補助金交付を申込みした世帯に係る事務処理について、通常事務処理に加え、関係自治体との調整が必要なため、申込みから審査結果通知までに約24日かかっていた。これまでも申請者から事務処理の短縮の要望があり自治体への要望を行っていたが、連日の厳しい暑さやさらには新型コロナウイルスによる巣ごもりなどもあり、これまで以上に要望が寄せられた。機構から自治体へ事務処理の短縮化を強く働きかけたことにより約10日で通知ができるようになった。なお、該当する案件は10件だった。</p> <p>○ 申請書類について、配付資料が多く難解との声があり、よりわかりやすくするため、随時改訂を行ってきた。今年度は自治体等が実施している補助制度の周知徹底のため、「空調機器更新補助の手引き」に「機構の防音工事で設置した空調機器・サッシ・換気扇の修理」を追加した。また、申請書の様式をよりわかりやすい内容へ改訂した。</p> <p>○ 補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付後に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封して返送した。また、複数の職員で事務処理が行えるよう、進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの処理状況を共有することにより、業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。</p> <p>【定量的指標】 「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」の達成率は100%。</p>	<p>・申請が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の負担軽減が図られるとともに、申請書修正作業の時間短縮が可能となったことから、事務処理の効率化が図られた。また、進捗表の利用で、処理状況の共有が可能となったことから、申請数127件全てで60日以内に交付決定が行われ、かつ平均処理日数も大幅に目標日数を下回る25.9日となり、さらなる短縮に繋がった。</p> <p>・第4期中期計画期間中の平均処理日数推移 平成30年度 31.6日 令和元年度 27.8日 令和2年度 25.9日</p> <p>これらの取組及び成果のうち、特に住民負担額補助金交付申請に係る事務処理の短縮化について、自治体への働きかけもあり、審査結果通知までの期間を平均約24日から約10日に短縮することができたことから、空調機の早期設置が可能となった。また、補助金交付決定事務についても、かねてより進捗表の利用等で事務処理の短縮化に努めており、今年度の事務処理日数は平均25.9日まで短縮化できた。さらに、「2. (2)業務の電子化及びシステムの最適化」の業務実績で記載しているとおり、申請者の個人情報漏洩リスクを解消するため、「住宅騒音防止工事事務処理システム」を独自の閉鎖したシステムに改修するなど、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p>	<p>て着実に成果が表れている、すなわち健全な状態で引き継ぐことに資することからプラスの評価をし、総合的に判断して所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため「A」評価とした。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ下であっても粛々と着実に事業をこなしている。住宅防音事業の日数短縮は進んだ取り組み。機構は住民と直結しているので感謝の声があったことは機構の評価にむすびつくものといえる。A評価は妥当。 ・定型的な仕事に甘んじることなく機構の役割を果たしながら改善を図っている。
--	--	--	--	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>予算額と実績額が乖離している主な理由としては、予算計上を過去5ヶ年の実施件数の平均をもとに算定しているが、結果として更新工事①の申請が計画の半分程度になったため。(予算額に対する決算額の増減：▲33.9%)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (3)	移転補償事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実績(現年分)									予算額(千円) (うち繰越分(千円))	2,986,697 (165,450)	920,331 (505,923)	114,978	
土地	—	—	8件 7524.41㎡	4件 1575.75㎡	1件 446.53㎡				実績額(千円) (うち繰越分(千円))	1,702,089 (165,450)	856,399 (505,923)	102,918	
建物等	—	—	6件	3件	0件				翌年度への繰越額(千円)	264,600	—	—	
									決算額(千円)	1,460,766	856,399	102,918	
実績(繰越分)									経常費用(千円)	1,117,328	1,484,229	159,113	
土地	—	—	1件 622.82㎡	1件 1288.95㎡	—				経常利益(千円)	—	—	—	
建物等	—	—	1件	0件	—				行政コスト(千円)	1,117,328	1,484,229	159,113	
									職員数(人)	6	6	6	
照会・相談件数 (うち処理済件数)	—	—	28件 (28件)	29件 (29件)	27件 (27件)								
測量等の調査開始 から契約までの日 数 原則 270日 以内	—		100%	100%	100%								

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 移転補償事業 移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域(第二種区域)の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買入れを行う事業である。今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化を図り、事業を着実に推進していくこと。</p> <p>【指標】 ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内(平成 28 年度実績 270 日)</p> <p>【重要度：高】 空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年間議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。 地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。 また、国、福岡県、福岡市及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。 (指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内)</p>	<p>(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。 イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図ると共に、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。 ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、ホームページ等による広報を実施すると共に、申請、境界画定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料(「しおり」)の見直しを行う。 (指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内)</p>	<p><主な指標等> 1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化 2. 事業実施・予算執行状況 3. 広報等の実施及び各種相談への対応</p> <p><定量的指標> ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内</p>	<p><主要な業務実績> [1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化] ○ 1 件の契約について、円滑かつ効率的に事業を実施した。 [2. 事業実施・予算執行状況] ○ 移転計画が円滑に進むよう、作成した個別スケジュール表を活用し、測量、不動産鑑定等のスケジュール管理及び申請者との調整を行い、契約締結までの日数短縮を図った。 【定量的指標】 「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内」の達成率は 100% (1 件、116 日) [3. 広報等の実施及び各種相談への対応] ○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった直近の跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置した。 ○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。 ○ 移転補償事業にかかる各種相談(申請、境界確定、建物撤去など)について、迅速かつ適切な対応を行った。特に移転補償希望者には、書類の不備等が発生しないよう丁寧に行った。 ○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続を解説した資料(移転補償の「しおり」)を見直した。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B ・申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進め契約を 12 月に完了した。これにより空港周辺住民の生活環境の改善を図ることができた。 ・スケジュール表を作成し、申請者と進捗状況を確認、調整しながら移転計画を進め、測量等調査開始から契約締結までの日数を 270 日以内に行うことができた。 ・今回、横断幕を見たことによる相談は 1 件であったが、相談の結果、申請が行われる予定である。横断幕の設置は、移転補償事業の実施状況を現場で認識していただくことで、地権者から相談を受けるきっかけとなった。 ・移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せが 4 件あり、広報による効果が見られた。なお、令和 2 年度における移転補償事業の可否に関する照会は 27 件であり、全て適切に回答済みである。 ・相談件数のうち移転補償事業の対象可否に関する照会は 27 件で 7 件が事業対象であった。そのうち、移転補償を希望した件数は、4 件であった。 ・航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置について、適用期間が見直されたことから、「しおり」に記載されている特例措置に関する項目を修正する等、申請者へ適正な情報を共有できるよう資料見直しを図った。 これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</p>	<p>評価 B</p> <p>【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・申請者ごとのスケジュールを作成し、申請者と進捗状況を確認しながら移転計画を進めた結果、申請後の測量等の調査開始から契約締結までの日数 270 日以内を達成。 ・横断幕の設置により、移転補償事業の実施状況を現場で認識していただくことで、地権者から相談を受けるきっかけとなった。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (4)	緑地造成事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
造成面積	—	—	1,418 m ²	913 m ²	3,099 m ²				予算額（千円）	35,657	30,797	62,857	
									実績額（千円）	19,297	13,700	27,056	
									決算額（千円）	19,297	13,700	27,056	
									経常費用（千円）	26,228	20,864	34,094	
									経常利益（千円）	—	—	—	
									行政コスト（千円）	26,228	20,864	34,094	
									職員数（人）	1	1	1	

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(4) 緑地造成事業 緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。</p>	<p>(4) 緑地造成事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。</p>	<p>(4) 緑地造成事業 次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。</p> <p>イ 買収済みの土地約 0.3ha について造成・植栽を実施する。</p> <p>ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 事業の実施状況 2. 事業実施・予算執行状況 3. 事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 事業の実施状況] ○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり実施するため、地元及び関係機関との調整を行い、約 0.3ha (3,099 m²) の造成・植栽を 100% 着実に実施した。</p> <p>[2. 事業実施・予算執行状況] ○ 年度計画の整備予定面積約 0.3ha については 100% 着実に執行しているが、予算執行率が 43.0% となった。</p> <p>[3. 事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理] ○ 地元自治会及び、造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。</p> <p>○ 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>・緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。</p> <p>・予算残額の主な理由は、予算額の算定における測量設計業務及び緑地造成工事について、国の基準に基づき適正に積算を実施しているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したためである。なお、低入札については、低入札価格調査を行った結果、契約が計画どおり履行されることを確認している。</p> <p>・調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。</p> <p>・設計図書の品質を確保するとともに、発注者と受注者が設計の進捗状況を共有することで、測量設計業務を、確実かつ効率的に執行することができた。</p> <p>これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。</p>	<p>評価 B</p> <p>【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 国から委託を受けた事業計画にもとづき、着実に緩衝緑地帯を整備した。</p>	

4. その他参考情報

予算額と実績額が乖離している理由としては、測量設計業務及び緑地造成工事において適正に積算しているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり入札差金が発生したため（予算額に対する決算額の増減：▲57.0%）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ①	業務改善の取組 業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。</p>	<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。</p> <p>イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。</p> <p>ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。</p> <p>ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に</p>	<p>国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。</p> <p>イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。</p> <p>ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。</p> <p>ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的</p>	<p><主な指標等> 1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整 2. 外部講師等による研修の実施 3. 効率的な知識、情報及び技術の継承実施</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整〕 ○ 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。 ○ 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種をより有効に活用すべく、機械、建築職員が課の垣根を越えて兼務することにより、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスを行う等、専門職種が有機的な連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。 〔2. 外部講師等による研修の実施〕 ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。今年度、外部研修への参加は、オンライン研修を活用したことにより、昨年度と比べ4回増加した。また、職員のアンケート結果からも概ね期待される研修効果は得られた。（23研修） 〔3. 効率的な知識、情報及び技術の継承実施〕 ○ 新たに配属された職員を対象に、新規採用者研修を実施した。（4研修） ○ 全職員共有の機構内イントラネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類を掲載している。業務資料として、最新版の業務フロー・リスク管理</p>	<p><評価と根拠> 評価： B ・国、福岡県、福岡市と、適時人事調整を行い、事業運営に必要な人材を確保した。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響下において、オンライン研修の活用などにより、職員の育成を図り、組織の活性化を進めた。 ・機構内イントラネットの活用を推進し、必要な情報へのアクセスを容易にすることで業務の効率化を図った。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>【評価に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	B

	識、情報及び技術を承継していく。	に知識、情報及び技術を承継していく。	<p>表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えている。</p> <p>○ 機構内イントラネット掲示板にて、機構の全体スケジュールや業務フロー図といった全職員に関わるデータについて、トップページからワンクリックで常時アクセスできるよう構築しており、業務の利便性を向上させている。また、逐次内容の更新や改善を行っている。</p> <p>○ 機構内イントラネット掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上を図った。</p>		
--	------------------	--------------------	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ②	業務改善の取組 事業費の抑制		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で5%以上に相当する額を削減	2,156,546	3,568,918	1,489,513	715,629			
上記削減率(%)		—	▲65.5%	30.9%	66.8%			
達成度		—	—	—	—			年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
事業費(実績額)(千円)		1,776,844	2,228,014	1,349,954	617,188			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
②事業費の抑制 事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。	②事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%以上に相当する額を削減する。	②事業費の抑制 事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 事業費の削減状況	<主要な業務実績> 〔1. 事業費の削減状況〕 ○ 令和2年度予算について、移転補償事業における申請件数の減少及び事務処理の効率化等による経費の節減により、第3期中期最終年度（平成29年度）比で66.8%減とした。 ○ 経費削減の主な要因は、一般競争入札における入札差金によるもの。	<評定と根拠> 評定：B ・「調達等合理化計画に」に基づく適正な契約事務の執行、事務処理の効率化等による経費の削減により、事業費の削減を図った。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評定 B 【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

4. その他参考情報
予算額と実績額が乖離している主な理由としては、一般競争に積極的に取り組んだことにより入札差金が多く発生したため（予算額に対する決算額の増減：▲13.8%）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ③	業務改善の取組 一般管理費の抑制		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で15%以上に相当する額を削減	81,591	74,123	77,589	75,693			
上記削減率(%)		—	9.2%	4.9%	7.2%			
達成度		—	—	—	—			年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
一般管理費(実績額)(千円)		64,282	64,869	64,663	60,993			

注1) 一般管理費は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。	③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。	③一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 一般管理費の削減状況	<主要な業務実績> 〔1. 一般管理費の削減状況〕 ○ 令和2年度予算について、事務諸費等の節減により、第3期中期最終年度（平成29年度）比で7.2%減とした。 ◎ 経費削減の主な要因は、新型コロナウイルス感染防止のための取組みの一つである「出張による職員の移動を減らす」により、旅費の執行が減少したことによるもの。	<評定と根拠> 評定：B ・業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減を図っている。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評定 B 【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
予算額と実績額が乖離している主な理由としては、新型コロナウイルス感染防止のための取組みの一つである「出張による職員の移動を減らす」により、旅費の執行が減少したことによるもの。（予算額に対する決算額の増減：▲19.4%）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ④	契約の適正化・調達合理化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p>	<p>引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。</p> <p>また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。</p>	<p>引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。</p> <p>また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。</p> <p>調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>■重点的に取り組む分野</p> <p>1. 施工箇所の取りまとめ</p> <p><当該取組の実施状況、取りまとめ件数3件以上></p> <p>2. 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的な見直し</p> <p><当該取組の実施状況、入札参加資格要件(ランク)の緩和3件以上></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>■重点的に取り組む分野</p> <p>〔(1) 施工箇所等の取りまとめ<3件以上>〕</p> <p>工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在している関係者に不利益とならない範囲でまとめて発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。</p> <p>実例として、ネットフェンス等設置工事においては、6箇所を取りまとめて入札することで、入札参加者は4者、予定価格9,897千円に対し落札価格7,590千円(落札率76.7%)となった。また、騒音斉合施設点検及び修繕計画作成業務委託においては、5箇所の施設を取りまとめて入札することで、入札参加者は4者、予定価格2,497千円に対し落札価格1,188千円(落札率47.6%)となった。この外、再開発整備事業の騒音斉合施設の火災保険契約については、5箇所に所在する建物等の保険対象物件(計18物件)を取りまとめて入札することで、入札参加者は2者、予定価格18,762千円に対し落札価格16,013千円(落札率85.3%)となった。</p> <p>このような取組の結果、全体の取りまとめ件数は、目標と同数の3件となった。</p> <p>〔(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的な見直し<入札参加資格要件(ランク)の緩和3件以上>〕</p> <p>一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高</p>	<p><評定と根拠></p> <p>全体評定：B</p> <p>(個別評定：B)</p> <p>施工箇所の取りまとめについては、発注時期が近く、複数箇所に点在している施工業者に不利益とならない範囲でまとめて発注するなど合理的な調達を行った結果、評価指標に掲げた目標を達成したことを踏まえ、B評価とする。</p> <p>(個別評定：A)</p> <p>一般競争入札については、仕様書の記載内容や公告期間の確保に関して、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことにより、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高めた。また、既存のルールを遵守しつつ、入</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>【評定に至った理由】</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>(外部有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書交付者へのアンケートは事業者の声を聴いて今後の対応に生かせる画期的な取り組み。 ・過去においても入札不調があったがそれをクリアするため努力を重ねてきた結果が出ていると思う。 ・組織内のハラスメントもありえるので外部機関を利用する等、検討してはどうか。

				<p>3. 競争参加増加のための取組 <入札説明書交付者に対してアンケートを 100%実施></p>	<p>め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うことで、競争性の確保に取り組んだ。</p> <p>主なものとして、社領三丁目二号作業所解体及び原状回復工事においては、入札参加資格B等級相当であったが、競争性を高めるため、C等級も加えて入札したところ、入札参加4者のうちC等級は2者、新規事業者は1者であった。また、騒音斉合施設点検及び修繕計画作成業務等においては、入札参加資格B等級相当であったが、競争性を高めるため、A等級も加えて入札したところ、入札参加4者のうちA等級は2者、新規事業者は1者であった。この外、IT資産管理システム賃借料及び保守等業務においては、入札参加資格C等級相当であったが、競争性を高めるため、AからD等級までとしたところ、入札参加2者はA等級で、このうち1者は新規事業者であった。</p> <p>このような結果、入札参加資格要件の緩和効果があった案件は、目標3件以上に対して、実績8件となった。</p> <p>〔(3) 競争参加増加のための取組<入札説明書交付者に係るアンケートを100%実施>〕</p> <p>上記(1)及び(2)に記載のとおり、施工箇所の取りまとめや入札参加要件緩和等を行うことで、一般競争入札全10件のうち9件が2者以上の応札となり、競争性を確保することができた。</p> <p>更に、一般競争入札案件については、全件、入札説明書交付者に対してアンケートを依頼している。主なアンケート結果として、1者応札となった1案件については、入札不参加の理由として、人員の確保ができない等事業者都合によるものであった。また、公告期間については、全ての入札案件で、機構</p>	<p>札参加資格要件（ランク）を緩和した結果、評価指標に掲げる目標を上回る成果が得られたことを踏まえ、A評価とする。</p> <p>（個別評定：B）</p> <p>一般競争入札の入札説明書交付者に対して、全件アンケートを実施していることを踏まえ、B評価とする。</p> <p>今後も、入札参加資格要件の緩和や、十分な公告期間の確保を図っていく。</p>	
--	--	--	--	---	---	--	--

				<p>4. その他 ＜物件費の削減＞</p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>1. 随意契約に関する内部統制の確立 ＜該当案件 100%点検を実施＞</p> <p>2. 不祥事の発生の未然防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催、職員を外部研修へ1回以上参加＞</p>	<p>の内部規程に定める「10日以上」を確保しており、事業者から「公告期間は十分」という回答であった。この外、競争参加資格（ランク）の緩和についても、事業者から特段意見はなかった。</p> <p>〔(4) その他＜物件費の削減＞〕 物件費については、事務所維持費が減少したことなどから、対前年度と比べ 5.7%減少した。</p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>〔(1) 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞〕 当機構は、入札案件及び少額随意契約を除いた随意契約を案件ごとに「入札及び契約事項審査会」に諮ることとし、調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行う体制を構築している。 なお、令和2年度においては、少額随契以外の新規の随意契約は発生していない。</p> <p>〔(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催、職員を外部研修へ1回以上参加＞〕 当機構は、理事長を委員長とする内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する教育・研修を実施している外、リスク管理委員会を設置し、業務ごとに内在するリスク因子を事前に把握・検証している。各委員会を年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制を構築している。 具体的な対応について、コンプライアンス委員会においては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自</p>	<p>(個別評定：B) 評価指標の達成を踏まえ、B評価とする。</p> <p>(個別評定：B) 随意契約によることができる事由を会計規程等に明記している外、対象事案が発生した場合には「入札及び契約事項審査会」で調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行う体制を構築していることを踏まえ、B評価とする。</p> <p>(個別評定：B) 不祥事の発生の未然防止の体制を構築し、各種委員会や研修等を開催していることを踏まえ、B評価とする。</p> <p>以上により、重点的に取り組む分野にA評価が見られるものの、調達に関するガバナンスの徹底は、B評価としていることから、総合的に判断し、全体評価はB評価とした。</p>	
--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>由討論、コンプライアンスの自己点検、eラーニング研修を実施することで不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理委員会においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フロー図を見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。</p> <p>さらに、職員のスキルアップと意識改善を図るため、職員を外部研修へ2回参加させている。</p> <p>このような取組の結果、評価指標に掲げる目標は達成した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ⑤	業務改善の取組 給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
⑤給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	⑤給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。	⑤給与水準の適正化 給与水準については、平成26年度4月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。	<p><主な指標等></p> <p>1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組</p> <p>2. 国家公務員の給与に準じた運用</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>〔1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組状況〕</p> <p>○ 従前より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。また、令和2年度においては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、当機構においても国の制度にあわせた見直しを行い、取組状況を令和3年6月に公表した。なお、当機構の対国家公務員指数の令和2年度実績は102.0であり、国家公務員とほぼ同水準になっている。</p> <p>〔2. 国家公務員の給与に準じた運用〕</p> <p>○ 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当支給細則の改正を実施。</p> <p>・ 期末手当及び勤勉手当支給率の引き下げ（月例給は改定なし）ボーナス4.5月分→4.45月分に引下げ ※実施時期：11月30日</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>従前より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。また、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、当機構においても国の制度にあわせた見直しを行うなど、着実な実施状況にある。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>【評定に至った理由】</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (2)	業務の電子化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 業務の電子化及びシステムの最適化 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。</p>	<p>(2) 業務の電子化及びシステムの最適化 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。</p>	<p>(2) 業務の電子化及びシステムの最適化 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。</p>	<p><主な指標等> 1. 業務の電子化及びシステムの最適化</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 業務の電子化及びシステムの最適化〕 ◎ 政府の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための在宅勤務等の円滑化に資する申請手続き等の見直し」の一環として、法人手続きにおける書面規制、押印、対面規制について見直しを行い、15の規程を改正した。 ◎ 新型コロナウイルス感染防止の取組みとして、在宅勤務（テレワーク）の活用が要請されたことから、テレワーク導入のため、既存のシステム環境を活かしたリモートデスクトップ方式による ICT 環境を整備した。（働き方改革の一環としてワーク・ライフ・バランスの向上にも活用。） ○ 機構ネットワークシステム（社内 LAN）の老朽化により、有線 LAN を無線 LAN に切り替えた。この無線化により、場所を問わずに PC を利用できるようになったことから、ペーパーレス会議の開催など業務の効率化に繋がった。 ○ 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。 ○ 「住宅騒音防止工事事務処理システム」は、申請者情報や工事情報を共有することで、更新工事に係る情報を一元化し、確認作業等の事務処理効率化のため利用している。当該システムは、機構ネットワークシステム（社内 LAN）に接続しており、申請者の個人情報漏洩するリスクを抱えていたことから、今年度、機構ネットワークシステム（社内 LAN）から分離し、独自の閉鎖したシステムに改修を行っ</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、法人手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直し、在宅勤務（テレワーク）の導入を実施することで、業務運営の効率化を図った。 ・機構ネットワークシステムの無線化により、ペーパーレス会議が可能となり、業務の効率化、経費の節減を図った。 ・「住宅騒音防止工事処理システム」について、個人情報漏洩のリスク回避のため、機構ネットワークシステムから切り離れた。 ・e-TAX 等のネットサービスを活用することで、業務の効率化を図った。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B 評価とした。</p>	<p>評価</p>	<p>A</p>
						<p>【評価に至った理由】 新しい働き方への移行を見据え、働き方の選択肢として在宅勤務の制度化について就業規則を改正。職員の勤怠管理や情報セキュリティについてリスク管理委員会等で検証し、リスクを排除したうえでテレワーク環境を整備し、業務が継続できる体制を構築。住民への対応に支障がないよう業務を継続しながら職場環境の改善ならびに職員の安心安全を守る努力をしている。 また、押印廃止など書面・対面規制の見直しにも取り組んでいる。 さらに、有線 LAN から無線 LAN へ切り替えることにより、ペーパーレス会議などに活用するなど業務の効率化にも繋げている。 これらについて、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため「A」評価とした。 なお、これら業務の電子化及びシステムの最適化における取組みは、中期計画で定める「業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。」に合致するほか、業務を継続しながら職場環境の改善ならびに職員の安心安全を守る努力をしているものであり、時代に適合し、かつ効果が表れているものといえることからプラスの評価をしたもの。 (外部有識者からの意見) ・業務の電子化・システム最適化はテレワーク構築のみならず色々と取り組んでいて、Aとしても良いと思う。 ・テレワークの導入は大変だったと思う。</p>	

				<p>た。これにより、外部からの攻撃を遮断し、意図しない情報漏洩を防ぐことができた。</p> <p>○ 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用、住民からの問合せや相談への迅速な対応により、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能にしており、紙媒体での配布を必要最低限としている。</p> <p>○ 非常勤職員の採用において、「ハローワークインターネットサービス」上に「求人マイページ」を開設したことにより、ハローワークに出向くことなく、求人情報や事業者情報の提供が可能になったほか、紹介状の確認や選考結果（採用・不採用）の連絡がサービス上で行うことができるようになった。また、商業登記電子証明書の取得により、「e-TAX（国税電子申請・納税システム）」、「社会保険・労働保険関係手続（e-Gov 電子申請手続）」等のオンライン申請が可能となり、申請窓口までの移動時間や待ち時間がなくなるなど業務の効率化が図れた。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (1)	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。	本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。	別紙のとおり	<p><主な指標等></p> <p>1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 予算執行状況、2. 収支計画実施状況、3. 資金計画実施状況]</p> <p>○ 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。</p> <p>○ 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比較して総利益が増加した。</p> <p>○ 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な管理を行った。</p> <p>○ 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受けることとしており、適切な管理に取り組んでいる。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・年度計画における予算に基づいて円滑な事業進捗を図り、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	評価	B
						<p>【評価に至った理由】</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (2)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：— 該当なし。	評価	—

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (3)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：— 該当なし。	評価	—

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (4)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：— 該当なし。	評価	—

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (5)	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> ○ 令和2年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。	<評価と根拠> 評価：— ・剰余金の使途については、適正に整理した。	評価	—

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (1)	適切な内部統制の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。</p>	<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。</p> <p>指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。</p>	<p>(1) 適切な内部統制の実施</p> <p>内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。</p> <p>①内部統制委員会 内部統制委員会及びその分科会(リスク管理委員会等)を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。</p> <p>②職員研修の実施 内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。</p> <p>③内部コミュニケーションの活性化 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。</p> <p>④内部監査 内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業</p>	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制委員会の開催 コンプライアンス委員会の開催 リスク管理委員会の開催 業務実績や課題の整理、業務改善(内部評価委員会の開催状況) 職員研修の実施 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役員による共有 内部監査の実施 監事監査、会計監査人による監査の実施 	<p><主要な業務実績></p> <p>◎ 今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、二度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、そのリスクが顕在化しています。福岡県域においても感染拡大が続いており、今後の業務運営への影響、その終息時期の見通しは不透明な状況です。このような状況のなか、機構では新型コロナウイルス感染拡大のリスクに対応するため、周辺住民、関係先、職員及び家族の安全確保と感染拡大防止を最優先事項とし、国・自治体が要請する感染防止対策を徹底して行い、新型コロナウイルスの影響の極小化を図りました。これらの取り組みを行うにあたり、理事会をはじめ各委員会では、情報の共有や方針の協議を行ってまいりました。機構では、今後もこのリスクを重要なリスクと位置づけ、継続して状況の変化を注視、都度対策の検討・見直しを行い、リスクを軽減する体制を確立していきます。</p> <p>○ その他の取り組みとして、コンプライアンスに関する事例研究(職員間自由討論)や老朽化した騒音斉合施設に係るリスク管理表の見直しなど、内部統制を機能させるための取組を実施している。</p> <p>[1. 内部統制委員会の開催] ○ 理事長を委員長とする内部統制委員会を 3 回開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。 【審議、報告事項等】 第 15 回委員会(4/16、書面開催) ・今年度の取組方針(1. 内部統制に関する研修会の開催、2. コンプライアンスについて、3. リスク管理について、4. 内部監査の実施、5. 情報セキュリティ対策)について審議し、決定した。 第 16 回委員会(10/15) ・今年度の取組状況について中間報告を行った。 第 17 回委員会(3/18) ・今年度の取組結果について報告を行った。</p> <p>[2. コンプライアンス委員会の開催] ○ 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を 3 回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。 【審議、報告事項等】 第 15 回委員会(5/25、書面開催)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大のリスクに対応するため、理事会をはじめ内部統制委員会やリスク管理委員会において、感染防止対策の徹底、顕在化したリスクへの対応など協議を行い、新型コロナウイルスの影響の極小化を図った。 ・内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催し、以下の取組を行い、内部統制の充実・強化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス理解度チェック ・コンプライアンス違反事例の周知 ・コンプライアンスに係る自由討論 ・安全運転研修 ・リスク管理表の見直し ・新型コロナウイルス感染拡大の影響下において、オンライン研修の活用などにより、内部統制に必要な教育を行うことで、更なる浸透を図った。 ・毎月、役員懇談会を開催し、機構内のコミュニケーションを図った。 ・内部監査を実施するにあたり、監事と連携することにより、効率的かつ効果的に進めることができた。 ・監事による監査を受け、業務運営は適正なもの認められた。 ・会計監査人の監査を受け、財政状態等の状況は適正なもの認められた。 <p>これら取組及び成果は、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B 評価とした。</p>	<p>評定 B</p> <p>【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>【その他事項】 (外部有識者からの意見) ・内部統制についても着実に取り組み、積極的に行動されている。</p>

			<p>務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の取組方針を決定した。 <p>第16回委員会（10/8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上半期の取組状況についての報告、コンプライアンス理解度チェックの集計結果報告及びコンプライアンス違反事例の職員間自由討論の結果報告を行った。なお、自由討論の結果において、加害者の精神面の問題についての意見が多くあったため、次年度の取組としてメンタルヘルスチェックを新たに実施することを決定した。 <p>第17回委員会（3/8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の取組について総括を行い、コンプライアンス理解度チェック、コンプライアンス違反事例の職員間自由討論、コンプライアンス研修について次年度以降も実施していくことを決定した。 <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月に全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。 ・ 8月から新たな取組として、公務員のコンプライアンス違反事例を全職員に周知徹底することで、違反防止への意識付けを図った。 ・ 9月にコンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論を実施した。討論の場では活発な意見交換が行われ、意識啓発の機会とすることができた。 ・ 12月にコンプライアンス研修（e-ラーニング）を全役職員に実施し、意識啓発を図った。 <p>〔3. リスク管理委員会の開催〕</p> <p>○審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。</p> <p>【審議、報告事項等】</p> <p>第18回委員会（4/27、書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新型コロナウイルス感染拡大に伴い発生するリスクへの対応、安全運転等研修の実施、業務フロー図・リスク管理表の見直し（PDCAサイクルの管理）等の今年度の取組方針を決定した。 <p>第19回委員会（10/8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した騒音斉合施設のリスク管理表の見直しについて審議を行った。また、上半期の取組状況について中間報告を行った。 <p>第20回委員会（3/8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の活動について総括を行い、リスク管理表の見直し及び安全運転研修等について継続的に実施していくことを決定した。 <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染防止対策として、リスク管理委員会においてもリスク管理表の見直しや、在宅勤務におけるリスク管理などについて検討を行った。 		
--	--	--	----------------------------------	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 10/28、30 の 2 回に分けて安全運転研修を開催し、ドライブレコーダーによる実際の交通事故等を題材とした DVD を視聴し、職員の安全意識の向上を図った。 ・ 11 月に個人情報保護研修（eラーニング）を全役職員に実施し、改正個人情報保護法を中心とした内容を受講し、業務における個人情報の適切な取り扱いについて意識啓発を図った。 <p>[4. 業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）]</p> <p>○ 6 月に令和 2 年度第 1 回内部評価委員会を開催し、令和元年度の事業実績に対する内部評価を行った。</p> <p>○ 11 月に令和 2 年度第 2 回内部評価委員会を開催し、令和 2 年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。</p> <p>[5. 職員研修の実施]</p> <p>◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。今年度、内部統制に係る研修は、オンライン研修を活用したことにより、昨年度と比べ 4 回増加した。また、職員のアンケートからも概ね期待される研修効果は得られた。（13 研修）</p> <p>[6. 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有の状況]</p> <p>○ 業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会において審議を行っており、職員もオブザーバーとして参加している。また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項の報告、役員との意見交換等を行っており、その場で理事長から指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これらを課内へ周知している。このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>【参考】理事会開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 91 回理事会（ 6/25 開催） ・ 第 92 回理事会（ 9/24 開催） ・ 第 93 回理事会（10/15 開催） ・ 第 94 回理事会（12/21 開催） ・ 第 95 回理事会（ 3/18 開催） 	
--	--	--	--	--	--

				<p>[7. 内部監査の実施]</p> <p>○ 令和 2 年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行ったことにより、年度内に完結することができた。</p> <p>◎ 監査項目の選定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大が既存業務に与える影響を考慮し、『「新しい生活様式」を踏まえた既存業務の見直し』を重点的項目とした。</p> <p>○ 監査実施にあたっては、事前に内部監査員と監事がディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえ監査を実施した。（監査実施日：10/16）</p> <p>[8. 監事監査、会計監査人による監査の実施]</p> <p>○ 監事による平成 31 事業年度決算等監事監査を 6 月に受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取り組みを実施した。</p> <p>○ 会計監査人による平成 31 事業年度期末監査を 5～6 月、令和 2 事業年度期中監査を 12 月及び 3 月に受けた。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (2)	情報セキュリティ対策等の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進</p> <p>情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進</p> <p>情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進</p> <p>情報セキュリティ、個人情報保護対応については、「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。</p> <p>情報セキュリティ対策に関しては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、規程類の見直し等を行うとともに、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p> <p>個人情報の保護に関しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取り組み</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取り組み。]</p> <p>【情報セキュリティ委員会の開催】</p> <p>○ 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を6回開催し、当機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12回 4/20(書面開催) ・第13回 5/25(書面開催) ・第14回 9/16 ・第15回 1/26(書面開催) ・第16回 2/8(書面開催) ・第17回 3/8 <p>【主な活動】</p> <p>◎ 在宅勤務(テレワーク)導入のためのICT環境づくりやセキュリティ対策などについて、検討を進めた。</p> <p>○ 4月に「情報セキュリティインシデント対処手順」について、イントラネット等を利用し周知徹底を図った。</p> <p>○ 6月に「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」を満たすため、「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」の見直しを行うとともに、職員が理解しやすいように概要版を作成し、情報の共有を図った。</p> <p>○ 12月に全役職員に対し「情報セキュリティ自己点検」を実施し、新たな情報セキュリティポリシーと関係規程等が概ね理解されることが確認された。また、情報セキュリティ委員会において、引き続き新規採用者に対する研修や更なる周知活動を実施することを確認した。</p> <p>○ 2月に情報セキュリティ管理体制強化対策として、IT資産管理システムを導入し、ハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器等のIT関連資産の管理・監視の試行運用を開始した。</p> <p>【研修】</p> <p>◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるた</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ委員会を開催し、以下の取組を行い、情報セキュリティの強化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ自己点検 ・情報セキュリティポリシーの見直し ・新型コロナウイルス感染拡大の影響下において、研修参加回数は減ったが、オンライン研修の活用などにより、情報セキュリティ対策に必要な教育は十分に行うことができた。 ・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の監査の指摘事項については、適切に対応した。 ・情報セキュリティ内部監査及び個人情報保護監査を適切に実施した。 <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>【評定に至った理由】</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

				<p>め、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。今年度、情報セキュリティ研修は、昨年度と比べ3回減少したが、オンライン研修の活用、また、職員のアンケート結果からも概ね期待される研修効果は得られた。(8研修)</p> <p>【監査】</p> <p>◎ 今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)及び監査法人が主催する情報セキュリティ内部監査員を対象とした研修が開催されなかったため、自主研修により監査を実施した。</p> <p>○ 令和2年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査(監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング)を実施し、PDCAサイクルの運用向上を図った。</p> <p>○ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する独立行政法人監査(マネジメント監査・ペネトレーションテスト)の結果、主な指摘事項のうち以下の改修作業を行い、情報セキュリティ対策の改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「住宅騒音防止工事事務処理システム」について、9月に機構ネットワーク LAN から分離し独自の閉鎖したネットワーク構成に改修し、保有する個人情報保護対策を強化した。 ・ 「情報システムの台帳整備」について、2月に資産管理システムを導入活用し、機構ネットワークシステムにかかるシステム台帳を整備した。 <p>○ 保有個人情報監査責任者による個人情報保護監査を実施後、保護管理者による実地監査を実施した。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ①	空港と周辺地域の共生と連携の強化 国及び関係自治体との連携		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。 ①国及び関係自治体との連携 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ①国、福岡県、福岡市及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国、福岡県、福岡市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。</p>	<p><主な指標等> 1. 連絡協議会等の開催状況 2. 連絡協議会以外の会議</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 連絡協議会等の開催状況〕 ◎ 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を年2回開催し、意見交換を行うなどして、関係機関との意思疎通と連携の強化を図っているところであるが、本今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり書面開催とし、情報共有を行った。 ・ 1回目（8/31）（書面開催）の議題 （1）令和元年度事業実績（2）令和2年度事業実施状況（3）令和3年度予算概算要求（4）その他（令和元年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等） ・ 2回目（3/26）（書面開催）の議題 （1）令和2年度事業実施状況（2）令和3年度計画（案）（3）令和3年度予算実施計画（案）（4）その他（理事の交代） 〔2. 連絡協議会以外の会議〕 ◎ 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っているところであるが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり中止あるいは書面開催となったが、必要な情報共有は滞りなく行われた。 ・ 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（4/8 書面開催） ・ 地域対策協議会総代会（中止） ・ 福岡空港周辺地域における各種課題に係る意見交換会（中止） ・ 福岡空港公害対策協議会との事務協議（中止） ・ 福岡空港利活用推進協議会（6/29 書面開催、3/29 書面開催）</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・ 連絡協議会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面開催としたが、個別に対応することにより、関係機関との意思疎通と連携を図った。 ・ 連絡協議会以外の会議についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面開催や中止となったが、必要な情報共有は滞りなく行うことができた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定 B 【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ②	空港と周辺地域の共生と連携の強化 広報活動の充実		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実を努めること。</p> <p>このため、ホームページを年間20回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。</p>	<p>②広報活動の充実 機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実を努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 福岡県、福岡市及び関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口でのパンフレットの配布等の広報活動を行う。</p>	<p>② 広報活動の充実 機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実を努める。</p> <p>イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。</p> <p>ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。</p> <p>ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。</p>	<p><主な指標等></p> <ol style="list-style-type: none"> 財務情報等の公表 ホームページの更新 自治体広報誌などへの情報掲載 	<p><主要な業務実績></p> <p>〔1. 財務情報提等の公表〕</p> <p>○ 令和元年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和2年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保している。</p> <p>〔2. ホームページの更新〕</p> <p>○ ホームページの改修にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。</p> <p>【主な改修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡空港の環境対策事業が機構廃止後に福岡国際空港株式会社へ承継される旨のお知らせ。 <p>〔3. 自治体広報誌などへの情報掲載〕</p> <p>【住宅騒音防止対策事業】</p> <p>◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に配布した。（1万枚） 郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知した。（3千枚） 屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に事業案内の看板を設置した。（2箇所） <p>○ 関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布した。また、福岡市の共同利用会館へもパンフレットを配布し、事業の概要を記載したチラシの掲示を依頼した。</p> <p>○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。福岡市博多区については、5、7、11、2月号の4回、東区は11、3月号の2回、大野城市は5、11、3月号の3回掲載した。</p> <p>【移転補償事業】</p> <p>○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった直近の跡地に「移転補償事業を行</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和2年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性の確保を図った。 ホームページの改善にあたっては、現状の問題点や状況の把握・分析に努め、改善の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行うなど、利用者にわかりやすく使いやすい画面構成、記載内容に改善した。 マスクケースについては、各施設で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援する意も込めて作成したところ、配布先や利用者からは概ね好評を得られることができた。窓口現金封筒広告については、事業対象区域の郵便局に配布することで、地域に特化した周知を行うことができた。なお、窓口現金封筒広告を見た方からの問合せが2件あり、一定の効果が見られた。 共同利用会館にも配布することにより、これまでの配布場所から遠方に居住していた住民にも、パンフレットの入手が容易となった。さらに、共同利用会館にチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。 広報誌を見た住民からの問合せは46件であったが、事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の成果はあった。 チラシは相乗効果を狙い、自治体広報誌の発行時期に合わせて発送した。当該対象者からの申請は5件、問合せは2件であった。 今回、横断幕を見たことによる相談は1件であったが、相談の結果、申請が行われる予定である。横断幕の設置は、移転補償事業の実施状況を現場で認識していただくことで、地権者から相談を受けるきっかけとなった。 移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せが4件あり、広報による効果が見られた。なお、令和2年 	<p>評価</p> <p>A</p> <p>【評価に至った理由】</p> <p>これまでパンフレットを各方面に配布するなど事業制度の周知に注力してきたが、よりわかりやすく住民へ制度や活動内容を届けるため広報活動を拡充。これを継続して取り組むことを決定した。</p> <p>具体的には、自治体窓口にとどまらない共同利用会館にも広げた広報や、相乗効果をねらった自治体広報誌発行にあわせたチラシ配布等を着実に進めたほか、以下のような取組みを実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域と一緒に困難を乗り越える思いを込めて、事業制度の案内を兼ねたマスクケースや封筒を配布。「住宅防音事業」制度を知らなかった方から問合せや申請があった。 横断幕の設置により、「移転補償事業」の実施状況が現場で認識されることで、地権者から相談を受けるきっかけとなった（1件は今後申請予定）。 <p>空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、事業制度の周知機会が限られる状況であっても広報活動の充実を努めている。</p> <p>これら広報活動の充実における取組みは、中期計画で定める「機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実を努めること」に合致するほか、地域住民との関係が健全な状態にあるよう努力をしているものである。今後、控えている新運営主体への環境対策事業の承継に備えた積極的かつ、新しい取り組みであり、すなわち健全な状態で引き継ぐことに資することからプラスの評価をし、総合的に判断して所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、「A」評価とした。</p> <p>（外部有識者からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい取り組みによって問い合わせが増えたことは良い。今後も積極的な取り組みを継続する応援の意を込めてA評価。 広報関係等、新しい取り組みは良かった。継続して取り組んでほしい。 ホームページの見直しにより、とても見やす 	

				<p>った土地である旨」の横断幕を設置した。</p> <p>○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。</p> <p>【その他】</p> <p>○ 機構のパンフレット 3,000 部を作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。</p>	<p>度における移転補償事業の可否に関する照会は 27 件であり、全て適切に回答済みである。</p> <p>・連絡協議会等を通じて関係自治体窓口で機構のパンフレットを配布する取組などを適正に実施している。</p> <p>これらの取組及び成果のうち、特に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域へ出向いた広報活動が制限されるなか、マスクケースの配布等、時宜を得た対応を図るなど、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A 評価とした。</p>	<p>くなった。非常によいと思う。ものすごくわかりやすい。</p> <p>・横断幕や看板は良いと思う。QRコードを付ければより良いと思う。</p>
--	--	--	--	---	---	---

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ③	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域への啓発活動		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	<p>③地域への啓発活動 イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。 ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。</p>	<p>③地域への啓発活動 イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する小中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。 ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。</p>	<p><主な指標等> 1. 環境学習や見学の実施 2. 啓発活動の実施</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 環境学習や見学の実施〕 ○ 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。 ○ ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。 ◎ 空港周辺の小中学校で行われている環境教育・学習の場を通して、空港環境対策や機構の事業についての理解を深めるため、機構職員を講師として派遣し、環境教育・学習のサポートを行っている。今年度は、福岡市博多区の小学校2校において12月11日及び22日に感染防止対策を行ったうえ実施した。 〔2. 啓発活動の実施〕 ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年福岡空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、地域への啓発活動の場が制限されたことから、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、広報活動の充実を図った。 ・マスクケースの配布 ・郵便局窓口現金封筒広告の活用 ・屋外レクリエーション施設への看板設置 ・移転補償跡地への横断幕設置</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・校外学習及び出前講座の実施について、引き続きホームページにおいて募集案内を行うとともに、連絡協議会メンバーの関係自治体に対し、これまでの校外学習の取り組みを紹介し機構が積極的に出前講座を実施する用意があることを周知している。本年度は、小学校2校から申込みがあり出前講座を実施した。出前講座を実施したことによって、空港周辺地域の子供たちや教育現場の先生方に、福岡空港の重要性や環境対策事業について、理解を深めて頂く有意義な活動となった。 ・例年開催されている福岡空港の「空の日」のイベントが中止となったため、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、マスクケースの配布や移転補償跡地に横断幕を設置するなど、広報活動の充実に努めた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評価 B</p> <p>【評価に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (3) ④	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域住民のニーズの把握		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	—	④地域ニーズの把握 機構に寄せられた 質問・意見を検討し、 地域住民のニーズの 把握に努めることで よりよい事業を実施 していく。	④地域住民のニーズ の把握 引き続き、機構の ホームページや、自 治体情報誌への広報 掲載、機構のパンフ レット等に記載して いるお問い合わせ・ ご意見募集窓口か ら、機構に寄せられ た質問・意見を検討 し、地域住民のニー ズの把握に努めるこ とでよりよい事業を 実施していく。	<主な指標等> 1. 質問・意見の募集	<主要な業務実績> 〔1. 質問・意見の募集〕 ○ ホームページに「ご意 見・お問い合わせ」専用フ ォームを設け、幅広く意見 等の募集を行っているほ か、関係自治体で配布して いる機構のパンフレット に意見等の受付方法を記 載し、地域住民からのニー ズの把握にも対応してい る。	<評定と根拠> 評定：B ・ ホームページに機構への 「ご意見・お問い合わせ」窓 口を設けている。また、機構 のパンフレットに意見等の受 付方法を記載し、関係自治体 の住民窓口において配布する など、着実な実施状況にある。 以上により、中期計画等を 十分に達成しているものと判 断し、B評価とした。	評定 B 【評定に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (4) ①	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 研修員の受入れ		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。</p>	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。</p> <p>①研修員の受入れ</p> <p>運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成31年4月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。</p>	<p>(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進</p> <p>国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。</p> <p>①研修員の受入れ</p> <p>運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者派遣の研修員に対し研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 研修員の受入れ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 研修員の受入れ]</p> <p>○ 福岡空港の民間委託に伴い、国から受託している事業を承継するため、平成31年4月から福岡空港運営権者より研修員1名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始した。今年度は、地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について、補償課では、移転補償事業について実務研修(OJT)を行った。</p> <p>【参考】</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成25年12月24日閣議決定）</p> <p><各法人等において講ずべき措置></p> <p>本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。</p> <p><u>福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。</u></p> <p>本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・機構で実施している事業を福岡空港運営権者へ円滑に継承するため、平成31年4月から研修員1名を受け入れており、機構の業務を習得するための実務研修を着実に実施している。</p> <p>以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>【評定に至った理由】</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (4) ②	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 業務の可視化パターン化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-		-	-	-	-			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	<p>②業務の可視化パターン化の推進 内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。</p>	<p>②業務の可視化パターン化の推進 内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。</p>	<p><主な指標等> 1. 業務フローチャート等の作成</p>	<p><主要な業務実績> 〔1. 業務フローチャート等の作成〕 ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務（テレワーク）など新たに生じた業務に係るフローチャートを作成するとともに、既存業務についても、顕在化したリスクに迅速・的確に対応するため、リスク管理表の見直しを行うなど、新型コロナウイルスの影響の極小化を図った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・在宅勤務（テレワーク）など新たに生じた業務に係るフローチャートを作成するとともに、リスク管理表の見直しを行うなど、新型コロナウイルス感染拡大のリスク低減を図った。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>【評価に至った理由】 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (5)	騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 特になし。	<評価と根拠> 評価：—	評価	—

4. その他参考情報